

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	国民年金に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伊東市は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

伊東市長

## 公表日

令和7年7月2日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	<p>1. 国民年金法等及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)に基づき、以下の事務における申請・届出の受理、その事実についての審査及び日本年金機構への報告と、日本年金機構から市へ送付される処理結果一覧表等の当市システムへの反映において、特定個人情報を使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・国民年金被保険者の資格取得、喪失、異動等の届出</li><li>・国民年金保険料免除に係る届出、申請</li><li>・老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等年金の請求</li><li>・未支給年金の請求</li><li>・国民年金被保険者及び年金受給権者に係る諸届出</li></ul> <p>2. 厚生労働大臣及び厚生労働大臣より事務委託を受けた日本年金機構との協議により、被保険者等に関する協力連携事務として、年金相談等へ対応するため、業務端末から対象記録のオンライン照会を行う。</p>
③システムの名称	国民年金システム、既存住民基本台帳システム、社会保険オンラインシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
国民年金システム情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>番号法 第9条第1項及び別表第一の31の項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条の2</p> <p>伊東市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例 第4条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施しない ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部 保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	伊東市役所 市民部 保険年金課 〒414-8555 静岡県伊東市大原二丁目1番1号 電話 0557-32-1625

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	伊東市役所 総務部 庶務課 〒414-8555 静岡県伊東市大原二丁目1番1号 電話 0557-32-1234
9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[ ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ O ]接続しない(入手) [ O ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[ ] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や取得の徹底と複数人での確認を行った上で最終確認を経ることとしている。また、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	
9. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検	[ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムへのアクセス可能な職員に対してはパスワードによる認証が設定されていることで限定している。また、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することでアクセス権限の適切な管理を行っている。	

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月29日	I-3 個人番号の利用 法令上の根拠	(追加)	行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令 第24条の2  伊東市行政手続における特定の個人を識別す るための番号の利用等に関する法律に基づく 個人番号の利用等に関する条例 第4条	事後	
平成28年7月29日	II-1 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年3月31日 時点	平成28年3月31日 時点	事後	
令和1年6月26日	I-1-1-② 事務の概要	(追加)	2. 厚生労働大臣及び厚生労働大臣より事務委 託を受けた日本年金機構との協議により、被保 険者等 に関する協力連携事務として、年金相談等へ対 応するため、業務端末から対象記録のオンライ ン照会を行う。	事後	
令和1年6月26日	I-1-1 特定個人情報ファイル を取り扱う事務 ③システムの名称	(追加)	社会保険オンラインシステム	事後	
令和1年6月26日	I-5 評価実施機関における 担当部署 ②所属長の役職名	保険年金課長 肥田 耕次	保険年金課長	事後	様式の変更に伴う修正
令和1年6月26日	II-1 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年3月31日 時点	平成31年1月31日 時点	事後	
令和1年6月26日	II-2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年3月31日 時点	平成31年1月31日 時点	事後	
令和1年6月26日	IV リスク対策	(追加)	(項目を追加)	事後	様式の変更に伴う修正
令和2年2月27日	I-1-1 特定個人情報ファイル を取り扱う事務 ③システムの名称	国民年金システム、行政基本システム、ねんき んネット、社会保険オンラインシステム	国民年金システム、行政基本システム、社会保 険オンラインシステム	事後	
令和2年7月14日	II-1 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年1月31日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年7月14日	II-2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年1月31日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和3年9月17日	I-1-1 特定個人情報ファイル を取り扱う事務 ② システムの名称	行政基本システム	既存住民基本台帳システム	事後	
令和3年9月17日	II-1 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月17日	Ⅱ-2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和4年12月8日	Ⅱ-1 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和4年12月8日	Ⅱ-2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和5年10月11日	Ⅱ-1 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年10月11日	Ⅱ-2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和7年7月2日	Ⅱ-1 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和7年7月2日	Ⅱ-2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和7年7月2日	Ⅳ-8 人手を介在させる作業	(追加)	(項目を追加)	事後	様式の変更に伴う修正
令和7年7月2日	Ⅳ-11 最も優先度が高いと考えられる対策	(追加)	(項目を追加)	事後	様式の変更に伴う修正